

平成 29 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社パシフィックネット 代表者名 代表取締役 上田 満弘 (コード番号 3021 東証二部) 問合せ先 取締役副社長 大江 正巳 (電話番号 03-5730-1442)

# コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組みの状況および取り組みの方針について、項目ごとにその概要を取り纏めましたので、以下のとおりお知らせいたします。

詳細は添付のとおりとなりますが、当社ウェブサイト内「コーポレートガバナンスについて」 にも掲載しております。

http://www.prins.co.jp/ir/governance.html

以上

## コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組みについて

2017 年 6 月 22 日 株式会社パシフィックネット 取締役会

# 第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとと もに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保 と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示を行っています。また、少数株主に認 められる権利については、株式取扱規程により手続きを定め、その権利行使の確保に努め ております。

## 【原則1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主の皆様の権利が実質的に確保されるよう、法令に基づく適切な対応を行うとともに、その環境の整備に努めております。

#### 【補充原則 1-1①】

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提 案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株 主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は株主総会における決議事項において、議決権行使結果を確認しておりますが、反対の理由等原因分析は今後の検討事項としてまいります。

なお、議決権行使結果につきましては、臨時報告書にて開示しております。

## 【補充原則 1-1②】

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得る体制を整備しております。

また、当社は、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から、総会決議事項の一部を取締役会に委任することが望ましいと判断し、「自己株式の取得」「中間配当の実施」について取締役会に委任できる旨を定款に定めております。

## 【補充原則 1-1③】

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう 配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対す る特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)については、その権利行 使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮しております。また、少数株主にも認められている権利については、株式取扱規程により手続きを定め、その権利行使の確保に努めております。

### 【原則1-2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が株主の皆様との建設的な対話の場であると認識しており、株主の皆様の権利行使に資するよう、株主総会の運営体制の整備を行ってまいります。

株主総会の開催日程については、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように開催日の設定を行っております。今後も、株主総会運営体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

### 【補充原則1-2①】

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主の皆様の株主総会における適切な判断に資するよう、株主総会付議議案については、取締役会決議後速やかに開示を行っております。

また、株主の皆様が、株主総会関連書類を含む当社のIRに係る情報を容易に入手できるよう、当社ウェブサイトに情報を掲示しております。

また、株主総会において適切な判断を行うことに資するため、招集通知に記載する株主総会参考書類及び事業報告につきましても、今後、記載内容の充実を検討してまいります。

### 【補充原則1-2②】

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、取締役会 決議後、速やかに株主総会付議議案について当社ウェブサイト及び東京証券取引所・適時 開示情報閲覧サービスにて開示しております。今後、発送前開示や早期発行を検討してま いります。

## 【補充原則 1 - 2 ③】

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮 し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社では毎年、株主総会は集中日の回避等、株主の皆様が参加しやすい開催場所及び開催日の設定に努めております。

## 【補充原則1-2④】

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。

現在、当社における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳は実施しておりません。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の株式保有比率やその推移を踏まえ、導入の検討を行ってまいります。

# 【補充原則1-2⑤】

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

現在、当社では実質株主等が株主総会に出席し議決権を行使することは認めておりません。今後につきましては、機関投資家の要望及び動向等を注視し、信託銀行等と連携し検討してまいります。

## 【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社グループは継続的に企業価値の向上に努め、株主に対する長期的かつ総合的な利益 還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして位置づけております。財務体質の強化及 び将来への事業拡大へ備えるための内部留保の充実を中心に据えながら、経営成績及び財 政状態を勘案し、総合的な株主への利益還元を実施しつつ、連結配当性向 30%以上を目標 にしてまいります。

#### 【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

当社が保有する株式は原則売買の対象とせず、円滑な取引関係の維持や継続的な関係強化等、政策的な目的により株式を保有することとしています。取引状況の変化によって同株式の買い増しや処分を行う場合は関係部門で協議し取締役会に諮ることとしています。

同株式に係わる議決権の行使については、当社の保有方針に沿ったものかなど総合的に 勘案して行ってまいります。

### 【原則1-5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

買収防衛策は導入しておらず、現時点では、今後も導入する予定はございません。

### 【補充原則1-5①】

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

自社の株式について公開買付けの申し出がなされた場合には、当社取締役会としての考えを意見としてまとめ開示いたします。

## 【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、 既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任 を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとと もに、株主に十分な説明を行うべきである。

本日現在、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する予定はございませんが、実施する場合には、既存株主の権利を不当に害することのないよう、取締役会において必要性及び合理性等について十分な検討を行い、株主の皆様に対し十分な説明を行ってまいります。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うべきである。

当社は、取締役会規程及び取締役会付議基準において、取締役又は取締役が実質的に支配する会社と取引を行う場合(競業取引、自己取引又は利益相反取引、以下、総称して「関連当事者取引」という)には、取締役会の承認を得ることとしております。また、監査役監査基準においては、競業取引及び利益相反取引につき、取締役の義務に違反する事実の有無を監査役が監視、検証することとしております。

## 第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

#### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、 債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の 結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべき である。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、株主様をはじめとする様々なステークホルダーと良好な関係を築き、グループ企業価値を長期安定的に向上させていくためには、コンプライアンス体制、リスク管理体制、企業としての社会的責任の認識、そして適切な内部統制システムの維持・強化が重要であると認識しており、これを踏まえ環境、社会、統治問題への積極的かつ能動的な対応を行い、社会的責任を果たすことで、持続可能な社会の形成に貢献してまいりたいと考えております。

また、当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に資するよう、当社グループ役職員が日々、誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観であり、その行動の拠り所となるものとして『パシフィックネット行動憲章』を定め、当社及び当社グループの役員及び社員に広く浸透させております。

#### 【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステーク ホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべき であり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社ウェブサイトにて経営理念を公開しております。

http://www.prins.co.jp/company/philosophy.html

#### ◆経営理念◆

「企業のIT支援を通し、人々、社会を幸せにしたい。」

私たちは、常に顧客視点に立ち、企業の IT 戦略と情報システム部門を誠心誠意支援し、 提供するサービスの品質と顧客満足度の向上、そして新たな価値創造を追求し続けます。 企業の IT 支援を通して、そこに関わる人々、社会に幸せをもたらすお手伝いをしてまいり ます。

#### 【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、ステークホルダーの皆様の権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に資するよう、当社グループ役職員が日々、誠実かつ適切な行動をするための共通の価値観・倫理観であり、その行動の拠り所となるものとして『パシフィックネット行動憲章』を定め、その周知に努めております。

### 【補充原則 2 - 2 ①】

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。

その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否か に重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、『パシフィックネット行動憲章』を定め、入社時の説明や年1回の全社員を対象とした研修時に代表取締役自ら説明を行うことにより、その周知に努めております。

また、月 1 回、コンプライアンス委員会を開催し、行動憲章が実践されているかの確認 や発生事例を共有し対処策を講じるとともに、その内容を取締役会に報告することとして おります。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】 上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー(持続可能性)を巡る課 題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、環境・社会貢献への取組みを重要なミッションととらえ、積極的に取り組むとともに、その取り組み状況を株主通信やホームページにて開示しております。

#### 【補充原則 2 - 3 ①】

取締役会は、サステナビリティー(持続可能性)を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、CSR 活動における「環境・社会貢献への取組み」に加えて、当社の事業そのものが「循環型社会の実現」ととらえております。

# 【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在 することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、 社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、人材の多様性(ダイバーシティ)が経営や事業に変革を生み、会社の持続的な成長を確保する上で強みとなるという認識に立ち、事業環境に応じた多様性の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

具体的には、若手人材の登用、多国籍な人材の採用、女性の活躍を推進する環境の整備、 非正規雇用者の正社員登用などに取り組んでまいります。

#### 【原則2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程「内部通報規程」を定めるとともに、従業員等が不利益を被ることなく、違法や不適切な行為等を相談できる「内部通報窓口」を設置しております。

また、「内部通報窓口」に相談等がなされた場合には、コンプライアンス管掌役員が事実 関係を調査し、その結果について取締役会に報告することとしております。

## 【補充原則 2 - 5 ①】

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置(例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等)を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口とは別に、経営陣から独立した窓口として外部の弁護士事務所に独立の相談窓口を設けております。また、内部通報に関する社内規定「内部通報規程」により、通報者が保護される体制を整備しております。

# 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

## 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供に も主体的に取り組んでおります。また、情報の開示にあたっては、正確でわかりやすい記 述や具体的な記述で行い、利用者にとって有用性の高い記載となるように努めております。

## 【原則3-1.情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コード(原案)の各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コード (原案) のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する 基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

以下の通りです。

- ①経営理念、中期計画等を当社ホームページ、決算説明資料で開示しております。
  - ◆経営理念・・・http://www.prins.co.jp/company/philosophy.html
  - ◆中期計画・・・http://www.prins.co.jp/ir/2016/ir20160715-3.html
- ②コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に記載しております。
  - ◆コーポレートガバナンスの基本的な考え方

http://www.prins.co.jp/ir/governance.html

- ③取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、株主総会で決定した限度額の 範囲内で、各取締役の責任と業績に対する貢献に応じて決定しております。なお、業 務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役は固定報酬としております。
- ④取締役候補については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で検討し、取締役会にて決定します。監査役については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意をした上で、最終的に取締役会にて決定しております。

⑤社外取締役候補者及び監査役候補者の選任理由を招集通知にて開示しております。 業務執行取締役の選任については会社法及び金融商品取引所が定める基準に準拠して おりますが、今後は選任基準等の公開等含め検討してまいります。

【補充原則3-1①】 上記の情報の開示に当たっても、取締役会は、ひな型的な記述や 具体性を欠く記述を避け、

利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報の開示に当たっては、わかりやすく具体的な記述を行い、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努めておりますが、株主等からご意見がある場合には、 開示方法等について検討してまいります。

### 【補充原則3-12】

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、 英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

現在、当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、英語での情報開示については行っておりませんが、海外株主の比率等を注視し、今後検討してまいります。

#### 【原則3-2.外部会計監查人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して負っている責務を果たせるよう、監査 役会、内部監査室、コーポレート本部等の関係各部が連携して、十分な監査日程及び監査 体制の確保に努めております。

## 【補充原則3-2①】

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の 策定
  - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認
- (i)当社監査役会は、外部会計監査人の選定方針及び判断基準を定めており、また、その報酬についても妥当性を検討しております。
- (ii) 当社監査役会は外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の清陽監査法人は、独立性・専門性共に問題はないものと評価されております。

### 【補充原則3-2②】

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立
- (i) 外部会計監査人と事前協議を行い、監査スケジュールを策定して、高品質な監査を 可能とすべく十分な監査時間の確保に努めております。
- (ii) 外部会計監査人の要請に基づき、代表取締役をはじめ最高財務責任者や各取締役等の経営陣及び事業幹部との面談の時間を随時確保しております。
- (iii) 監査役、内部監査担当及び外部会計監査人は随時必要な情報交換を行い、また外部 会計監査人が必要とする情報について随時開示が可能な体制となっております。
- (iv) 外部会計監査人より不正等の指摘があった場合、代表取締役の指示により、各担当取締役が中心となって速やかに調査を行い、是正することとしております。また、監査役においては常勤監査役を中心に、内部監査担当や関係部門との連携をとって調査を行い、

是正するとともに、外部会計監査人からの報告後、直ちに取締役等から報告を求めること としております。

# 第4章 取締役会等の責務

#### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長 と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会にて、企業戦略・中期計画等の方向性を決定しております。取締役会は、社外取締役1名と全監査役3名の独立役員が出席し、株主に対する受託者責任、説明責任を踏まえ、当社の経営理念に基づいた持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、合わせて収益力、資本効率等の改善を図ることを、その重要な役割、責任と考えております。

# 【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は、経営理念に基づき、取締役会は戦略的な方向付けを行うことを主要な役割、責務の一つと捉え、経営戦略や中期計画等を社外取締役・監査役からの積極的な意見及び建設的な議論を踏まえ、策定しております。また、重要な業務執行の決定を行う場合には、経営理念や経営戦略・中期計画等と照らし合わせて、審議・決議をしております。

# 【補充原則4-1①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、 経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、権限規程をもとに、取締役会・社長・担当取締役・執行役員・部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁をしております。

取締役会は持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・権限規程で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき意思決定を行っております。

また、経営会議は業務執行取締役、執行役員、常勤監査役で構成され、権限規程に定められたもの以外にも、取締役会で決議された事項の執行及び課題への対応を協議しております。

# 【補充原則4-1②】

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの 認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標 未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説 明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社では中期経営計画「VISION 2 0 1 8」を公開し、計画達成に向け全社で取り組んでおります。その進捗については、決算説明会や株主総会等で説明を行ってまいります。また、時期以降の中期計画に変更が生じた場合は適時開示を行います。

## 【補充原則4-13】

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)について適切に監督を行うべきである。

当社は、経営陣幹部の育成に力を入れております。最高経営責任者等の育成につきましては、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、取締役会で総合的に判断し、計画および監督を行ってまいります。

## 【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、会社法第 362 条第5項及び同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第 100 条第1項及び同条第3項に基づき、『内部統制システム構築の基本方針』を決定し、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定がなされるよう取締役7名のうち1名及び監査役3名全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立社外役員で構成するなど、豊富な経験と高い見識を有する社外の有識者の客観的かつ公正な判断・意見が経営に反映される体制としております。

経営陣の報酬については、【原則3-1】にてご説明させていただいたとおりとなります。

## 【補充原則4-2①】

経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、 中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定す べきである。

経営陣の報酬については、【原則3-1】(iii)にてご説明させていただいたとおりとなります。長期的な業績及び株主価値との連動性を高めるべく、引き続き検討を進めてまいります。

#### 【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行 うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を 経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を 適切に管理すべきである。 当社取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つであると認識しており、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価結果を経営陣幹部の人事・処遇に反映しております。

適時開示等については、取締役会で決議後、速やかに開示しております。その他重要なリリース内容は I R担当取締役が確認を行い、必要に応じて取締役会へ報告を行っています。経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反についての管理体制は、【原則1-7】にてご説明させていただいたとおりとなります。

#### 【補充原則4-3①】

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ 透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、経営陣幹部の報酬について当社業績に基づいた評価を行っております。今後は、 会社の業績等の評価を踏まえ、より一層公正かつ透明性の高い手続に従い適切に経営陣幹 部の選任や解任をする体制を構築してまいります。

## 【補充原則4-3②】

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社はコンプライアンス委員会を設置し、リスクの洗い出し、コンプライアンス違反等 について監督・監視を行っております。

委員会での審議事項は、毎月、取締役会にて報告を行い、必要な施策を講じております。

## 【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社は、3名の監査役のうち、全員が社外監査役(かつ全員が独立監査役)で構成され、独立した客観的な立場で経営の監視・監督機能を果たしております。また、監査役は、金融機関出身者、税理士等、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、それらの知見や経験などに基づく意見やアドバイスを行うなど、株主様に対する受託者責任を踏まえた積極的な経営関与を行っております。

#### 【補充原則4-4①】

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役は、いずれも社外監査役(かつ全員が独立監査役)であり、強固な独立性を有する監査役会となっております。常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、他の監査役への情報共有を定期的に行っております。また、社外取締役とは必要に応じて連携できる体制を確保しております。

## 【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、 ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべ きである。

当社の取締役、監査役及び経営陣は、株主からの受託者責任を果たすために、適時適切

な情報開示を行うことが重要であると認識しており、各ステークホルダーに対して必要な情報は、積極的に情報開示を行っております。

## 【原則4-6.経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の 執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきで ある。

当社は、取締役7名のうち1名を独立社外取締役とするとともに、監査役3名をすべて 独立社外監査役としており、外部的視点からの経営の助言に加え、取締役の業務執行に対 する監督を行っております。経営の監督と執行の分離のさらなる推進については、今後検 計してまいります。

### 【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されること に留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダー の意見を取締役会に適切に反映させること

当社は、独立社外取締役に期待される役割・責務は、業務執行を担う経営陣が策定した経営計画及びその実現のための戦略が、経営陣から独立した一般株主の立場に立ち、是認できるのか否かという観点から検討を行い、自らの知見に基づき有益な助言を行うこと、経営の成果の妥当性を検証・評価し、評価の結果を経営陣幹部の選任・解任や報酬の決定に適正に反映させること、並びに取締役会の重要な意思決定及び経営陣の提案に、利益相反の問題がないか、判断に偏りがないか等の観点から監督することにあると認識しております。社外取締役の選任にあたっては、前述の役割・責務を担う十分な経験・見識を持ち、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、当社経営陣から独立性を有すると判断する者を選任しております。

### 【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである。

当社は独立社外取締役 1 名ではありますが、選任している社外取締役は弁護士として専門的知見を有し、多角的、中立的視点から監督、提言を適切に行っており独立社外取締役としての責務を十分果たしております。また、<u>常勤を含む</u>3名の監査役はすべて独立社外監査役であり、取締役の業務執行に対する監督を確実に行う体制を確保しております。

今後は経営環境の変化、さらなるコーポレートガバナンス体制の強化に向けた見直しに より必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

#### 【補充原則4-8①】

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

現在、独立役員のみを構成員とする会合は行っておりませんが、監査役 3 名はすべて独立社外監査役であり、監査役会を通じて、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

### 【補充原則4-8②】

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

現在独立社外取締役は1名であり、筆頭独立社外取締役の選任は行っておりませんが、 経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図っております。

## 【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

社外取締役の選定にあたっては、当社の経営に率直かつ積極的に、建設的な貢献を期待できる人物を候補者としており、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて独立性を判断しております。なお、社外監査役の独立性も同様です。

## 【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を 採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機構の更なる 充実を図るべきである。

当社は、監査役会設置会社でありますが、法定の機関設計以外に、コンプライアンス委員会等任意の機関を定め、統治機能の強化を行っております。今後も必要に応じて任意機関を定め、統治機能の更なる充実を図ってまいります。

#### 【補充原則4-10①】

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、例えば、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社は取締役7名のうち、社外取締役は1名(かつ独立社外取締役)となっております。 独立社外取締役は取締役会の過半数に達しておりませんが、選任している社外取締役は弁 護士として専門知見を有し、多角的、中立的視点から監督、提言を適切に行っており社外 取締役としての責務を十分果たしております。今後も必要に応じて任意機関を設置する等、 コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ってまいります。

### 【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。 取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、弁護士として専門知識と知見から経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成され、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させております。

また、当社の監査役 3 名はいずれも独立役員で、金融機関出身者および税理士で構成され、財務・会計に関する適切な知見を有しております。

## 【補充原則4-11①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社は現在取締役を7名以内としており、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役候補者については、社内外を問わず、人格、知見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、マーケティング、経営戦略等各専門的分野の知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いただくことで、当社の企業価値の向上に繋げていくようにしたいと考えております。

#### 【補充原則4-11②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社の社外取締役(1名)は他の上場会社2社の役員(社外取締役、社外監査役)を兼務しております。当社の社外監査役3名のうち1名は、上場企業1社の社外監査役を兼務

しております。いずれも兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし は監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。

社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、招集通知や有価証券報告書、 コーポレートガバナンス報告書等において、毎年開示を行っております。

## 【補充原則4-113】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社では、取締役会の実効性を高めるために、必要に応じ社外取締役および社外監査役を中心にその運営と議論の状況について評価と意見が適宜提示され、都度改善に努めています。今後は、より客観性と実効性のある分析・評価方法ならびにその開示について検討してまいります。

## 【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ 気風の醸成に努めるべきである。

当社の取締役会は、独立役員による問題提起を含め、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行っております。取締役会における全ての決議事項及び報告事項において、各取締役による質疑応答及び意見交換を通じ、それぞれの経験や知識に基づき建設的な議論を行っており、必要に応じて積極的な改善提案等を行っております。

### 【補充原則4-12①】

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合

には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること

- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

当社は、事前に十分な期間を取り取締役会の年間スケジュールを設定し、基本的に全ての取締役及び監査役が出席可能な日程で実施しております。

重要な議題については、複数回の取締役会において意見交換を行った上で審議を行うなど、十分な審議時間を確保しております。

取締役会の資料については、事前配布に務めてまいります。

また、取締役会の開催に当たっては、十分な審議時間を確保することとしております。

### 【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社の取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすため、必要に応じて関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。 取締役・監査役について、事務局である人事総務部・経営企画室が中心となり、その支援を行っております。

#### 【補充原則 4 -13①】

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、 社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役及び監査役は、適切な意思決定を行うため、必要に応じて、関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。

また、監査役は、適切な監査を行うため、必要に応じて、常勤監査役が中心になり、関連部署や取締役会事務局である人事総務部・経営企画室に情報や資料の提供を求めております。

#### 【補充原則4-13②】

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきで

ある。

当社の取締役・監査役が、必要と判断する場合には、当社の費用にて、外部の専門家の助言が得られるよう整備しております、

## 【補充原則4-13③】

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。

また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に 提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必 要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部監査部門で把握された問題点等は、毎月1回、コンプライアンス委員会および経営会議、取締役会に報告され、問題点等については改善指示が出され、速やかに改善が行われています。

また、その際、監査役への状況報告も適宜行い監査役会との連携も図っております。

# 【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、業界動向、 法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提 供し、取締役及び監査役の職務遂行を支援してまいります。

当社の社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社の経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員から説明を受け、十分な理解を形成します。

## 【補充原則4-14①】

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

取締役及び監査役には、その必要な知識の習得や役割・責務の理解のために、社外講習会や交流会に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研 鑽に努めております。

## 【補充原則4-14②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社では、取締役、監査役向けに、コンプライアンス等の研修を行っております。また、 取締役及び監査役が必要な知識習得と役割と責任の理解 の機会として、適宜、研修等に参 加できるようにしております。

## 第5章 株主との対話

#### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社と株主様との間の建設的な対話の手段としては、主に以下の(1)  $\sim$  (5) があげられます。

- (1) 株主総会における質疑応答
- (2) 年1回(7月)の機関投資家向け決算説明会
- (3) 機関投資家とのショートミーティング・個別面談
- (4) I R専用電話窓口の設置

HP: <a href="https://www.prins.co.jp/ir/contact.html">https://www.prins.co.jp/ir/contact.html</a> (フォームでの問い合わせ)

TEL: 03-5730-1442 経営企画室 (土日祝日、年末年始を除く)

(5) 当社ウェブサイトにおける「IR情報」の充実

[掲示アドレス] http://www.prins.co.jp/ir/

株主様との対話を通じて頂戴した貴重なご意見やご要望等については、経営判断の参考 とさせていただいております。

また、株主様の当社及び当社グループの理解に資する情報(非財務情報を含む)については、当社ウェブサイト等により積極的な開示を行ってまいります。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、公表すべきである。

当社は、株主様からの対話(面談)の申込みに対しては、【原則5】にてご説明させていただきました(1)から(5)の手段により、前向きな対応を行ってまいります。

また、当社は、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様に、当社の経営理念や長期的な経営ビジョンを共有いただけるよう、法令等により義務づけられている情報に加え、会社の意思決定の透明性・公平性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、『中期経営計画』やガバナンスに係る情報等の非財務情報についての開示の拡充を図るとともに、情報の開示にあたっては、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様に開示した内容を十分理解いただけるよう、具体的かつわかり易い表現に配慮した記述に努めてまいります。

## 【補充原則 5 - 1 ①】

株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役(社外取締役を含む)が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的且つ建設的な対話が必要不可欠と考えております。

そのため、経営企画室で IR 活動を行っております。IR 活動は取締役と連携し、株主総

会時に代表取締役自ら決算説明会及び質疑応答を行い、株主との対話に努めております。 また、機関投資家やアナリスト等とのショートミーティングについては、IR担当役員 が面談の上、事業の説明や意見交換を行っております。

#### 【補充原則5-12】

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)  $\sim$  (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
  - (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
- (i) 社長及び経営企画を担当する取締役が、株主総会・決算説明会等の取り組みを通じて、株主との建設的な対話が実現するよう積極的な対応を行っております。
- (ii) 経営企画室において IR を担当しており、総務及び財務経理部門と連携し株主との建設的な対話が実現するべく開示資料の作成や必要な情報の共有等を行っております。
- (iii) 年度決算毎に決算説明資料の開示及び当社ホームページ上に資料を公開し、株主・ 投資家に現況、戦略を伝えております。また、株主総会時に代表取締役自ら決算説明、戦 略説明、及び質疑応答を行い、株主との対話に努めております。
- (iv) IR 活動において把握された株主の意見等は必要に応じ取締役、担当執行役員及びIR 担当部署から取締役会へ報告しております。
- (v) 未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「内部情報管理規程」及びISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の運用・管理に基づき、情報管理を徹底しております。

#### 【補充原則5-13】

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした 把握作業にできる限り協力することが望ましい。 半期毎に人事総務部門において株主構造を把握・分析しております。

### 【原則5-2.経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は中期経営計画を策定、開示し、経営や事業に関する戦略とともに数値目標を掲げ株主及び投資家への理解が促進するように努めております。

中期経営計画の進捗状況については決算期毎に発表しており、業績の推移、社会情勢等により見直しを行った際は速やかに開示及び説明を行います。

以上